



Vol.63

弁護士 岡 正俊
杜若経営法律事務所

★労働組合との連絡手段を郵便に限定したこと等が不当労働行為と判断された裁判例

今月のニュースレターでは、労働組合との連絡手段を郵便に限定したこと等が不当労働行為と判断された裁判例（東京地裁平成31年2月21日判決）をご紹介します。

1. はじめに

従業員が労働組合に加入した場合、労働組合が会社の施設を利用しようとする場合があります。組合事務所の貸与、組合員宛郵便物の送付先を会社住所にする等、会社に与える影響の程度も大小あります。会社の施設については会社に施設管理権があり、労働組合が自由に使えるわけではなく、一定の制限が加えられるのが一般的かと思えます。私が担当した件でも、上部団体から支部長宛の郵便物が会社に送られてきたことがあり、抗議文を出してやめてもらったことがあります。労働組合対応としてはよくありそうな話ですが、本件で不当労働行為と判断されてしまったポイントがどこにあるのか、以下で見たいと思います。

2. 不当労働行為に当たるか否かが問題となった使用者側の行為

本件では、使用者（学校法人）側の様々な行為が不当労働行為に当たると労働組合側から主張されました。

例えば、労働組合との連絡手段を郵便に限定したこと、学校に郵送された労働組合宛の郵便物等を返送し又は労働組合委員長の自宅に転送したこと、労働組合による口頭での文書返却等の依頼に対し郵送にてそ

の旨要望するよう述べて応じなかったこと等です。

裁判所はいずれも不当労働行為に当たると判断しました。

3. 連絡手段を郵便に限定したことについて

法人は労働組合に対し、連絡は文書とするよう通知しました。また、教員である労働組合委員長、書記長が法人事務局に対し、団交申入書を持参したところ、事務局長は、就業時間中、学内の組合活動に当たり、許可がないので受け取れないと言って受け取りを拒否し、郵便で送るよう主張し、労働組合の連絡文書を受領しませんでした。

このような法人側の対応について、裁判所は、労働組合に郵送の手間をかけさせるなどして、迅速かつ円滑な交渉を妨げるものであったと判示しました。また、文書の持参の頻度や文書の内容等に照らすと、職員の業務に大きな影響を与えるとまではいえず、法人内の別の学校の労働組合との連絡手段を郵便に限定していない等の事情を考慮し、連絡手段の郵便限定は施設管理上顕著な支障がないにもかかわらず、労働組合を弱体化させる意図により妨害したものであって、施設管理権を濫用したものであるとして労働組合の運営に対する支配介入に当たると判示しました。

従業員である組合員が、社長や担当者のもとに団交申入書等の文書を持参し、手渡すことはよくあります。確かに組合活動と

いえるかもしれませんが、私はこのようなケースでは（その場で協議、議論にならないようにして）受け取って良いとアドバイスしています。裁判所もそこまで拒否するのはやり過ぎではないかと考えたのではないのでしょうか。

4. 文書の返却依頼への対応について

労働組合が法人に対し、団交申入書の写しを取り忘れたので一旦返却し又は写しを交付してほしいと口頭で依頼したところ、事務局長は郵送で要望してほしいと述べて受け付けませんでした。一旦返したり、コピーをとって渡せば1分もかからず終わるところ、郵便により数日かけて行うよう求めたということで、これはやり過ぎではないかと思われたのでしょうか。この行為も、連絡手段を郵便に限定する対応の一環として行われたものであり、上記3同様支配介入に当たると判断されました。

5. 組合活動は学外で行うよう通知したことについて

法人は労働組合に対し、組合活動は学外において就業時間外に組合の責任で行われた旨通知しました。これはよくある対応だと思いますが、裁判所は、法人が労働組合を弱体化させる意図に基づいて連絡手段を郵便に限定していたことなども併せ考慮すれば、法人は、一切の組合活動を法人に生ずる支障の有無と無関係に、労働組合を弱体化させる意図により禁止したものと認められると判示しました。ここでも、連絡手段を郵便に限定したことが考慮されています。

6. 団交を拒否したことについて

労働組合が交渉場所を学内とする団交申

し入れを行ったところ、法人は交渉場所を学外とする開催条件を提示したため、開催条件について合意に至らずに団交が行われませんでした。この点について裁判所は、法人は開催条件である交渉場所等について誠実に交渉する義務を負っていたにもかかわらず、学校施設は教育の場、教育活動の施設であり、労働組合の活動等の場所ではない旨の形式的説明に終始し、団体交渉の開催に向けた議論が進捗する見込みは乏しかったなどとして、法人が団体交渉の開催に向けた誠実な説明を怠ったと判示し、正当な理由なく団体交渉を拒否したと認めるのが相当であると判断しました。使用者側が外部の会議室等での団体交渉を求めることはよくあり、それ自体は正当な主張だと思いますが、「団体交渉の開催に向けた議論が進捗する見込みが乏しかった」と判断されたところが問題だったのだと思います。加えて、連絡を郵便に限るとした対応が裁判所の判断に影響しているのではないかと推測されます。

7. まとめ

組合活動や団体交渉の開催条件について意見が対立することはよくあることであり、会社としても簡単に譲歩できないケースも多いです。それはやむを得ないでしょう。本件では、連絡手段を郵便に限定したことが、裁判所の判断の中で何回も出てきており、この点が法人が労働組合を嫌悪しているとの判断につながってしまったのだと思います。